

シリーズ 土地改良のあしあと

漕代土地改良区 (松阪市、多気郡明和町)

地区の概要

1 地域

本地域は、三重県松阪市の東部に位置する一級河川橿田川右岸の穀倉地帯で、稲作を中心とした農業地域である。温暖な気候に恵まれ、松阪市高木町・稲木町・早馬瀬町・目田町・伊勢場町・横地町・法田町及び多気郡明和町大字竹川・大字坂本が対象地区である。

又、平成8年(1996年)11月に第2換地工区に地区編入した稲木町字惣作及び字伊勢ヶ前の面積約9ヘクタールについても、これに含まれる。

2 地積

受益地の市町別・郡町大字別・地目別の地積は下に示すとおりである。

3 地形

本地域は、橿田川の右岸であると共にその支流である祓川の左岸として、両河川の間に形成された沖積平野の最上流部に位置しており、傾斜は南から北に1/1900程度であり、標高は6～15mの比較的平坦な地形である。

地区の沿革

漕代地区及び明和町の坂本・竹川の耕地を対象とする約342haの範囲であるが、水田・畑とも不整形でかつ狭小であり、農道・用排水路とも未整備で、機械の搬出入に苦慮している他、多大な維持管理を要しており、営農に支障をきたしていた。

このような状況から漕代地区では、水田の高度利用を主体とした農業生産性の向上、農業経営の合理化を図るためにまず、圃場整備により大区画の圃場をつくり、農道及び用排水路網の整備を行うこととした。

事業

県営低コスト化水田農業大区画圃場整備事業で造成された、地区全域にわたる農道及び用排水施設の維持管理、施設の管理委託の場合の受託、同事業に係る換地業務委託の場合の受託、事業に付帯する業務委託等をされた場合は、これを受託できる。とあり、当時の水利状況は橿田川を水源とする県営橿田川沿岸農業水利改良事業の受益地であつ



早馬瀬・目田揚水機場



幹線取水口(大井手分水)

地積の表

市名 郡町名	町名 大字名	地積(単位:ha)				備考
		田	畑	その他	計	
松阪市	高木町	62.89	3.45	—	66.340	
	稲木町	55.80	4.25	0.003	60.053	
	早馬瀬町	6.92	0.40	—	7.320	
	目田町	21.32	1.61	—	22.930	
	伊勢場町	34.30	3.52	0.007	37.827	
	横地町	37.49	2.01	—	39.500	
	法田町	30.85	2.09	—	32.940	
多気郡 明和町	竹川	5.39	3.13	—	8.520	
	坂本	2.97	1.64	—	4.610	
合計		257.93	22.10	0.01	280.040	組合員は不在

上記地積は、2017年4月1日基準の平成29年度経常賦課金の賦課面積による。

たが、用排兼用の水路であった関係で、幹線水路からの取水に労力を費やしている他、老朽化が目立ち維持管理がたいへんな状況であった。

又、営農状況では、受益者の平均1戸当たり耕作面積は、1.0ha程で、主要作物は水稻であった。機械利用体系は小型で、農家所得は、7,100千円、うち農外所得は、6,600千円程であった。

基本計画

整地工・道路工・用水路工・排水路工

農業集落道に於いては、全幅員5.0mのアスファルト舗装で、延長8,106mとした。

農業集落排水路に於いては、構造は組立棚渠及び有孔フリュームで、延長は1,356mとした。

換地計画の要領

- ・土地評価・清算の方法
標準地比準方式及び比例地積清算方式とした。
- ・換地交付率の算出

事後の地区の総地積 - (機能交換とする工事後の道路等の地積+創設換地等の地積)
従前の地区の総面積 - (機能交換とする従前の道路等の地積+不換地等の地積)

- ・配分調整のための余裕率
当初は3%程度を考え、機能交換・特殊地の取扱等で5%の減歩とした。

完了地区調書

本土地改良区は事業中、県営経営体育成基盤事業と名前を変え、変更計画で工事費5,350,000千円、事務費262,000千円、合計5,612,000千円、完了全体で5,636,718千円となった。

今後の土地改良区

土地改良法の一部改正等による

組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良区施設の維持管理や更新等が行えなくなるおそれがある等について。

平成5年(1993年)に県営低コスト化水田農業大区画圃場整備事業を行うと決定した段階で、先見の明がある農家と資金不足の農家グループ、整備事業による農業生産性向上のみを考えたグループに別れ、今日に至った。

当時、2町連担・50%の生産調整・ブロックローテーションをノルマとし、2年連続の転作を強いれば、先見の明がある農家と資金不足の農家は離農するに至った。

そして、高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理等、あとのグループの担い手以外は「地域資源の適切な

保安全管理のための推進活動」という取り組み対象として、離農するのであろう予想ができた。

これが、後発のいわゆる「多面的機能支払い移行に伴う追加活動」というのに該当する。整備事業による農業生産性向上のみを考えたグループの中で、担い手として成長する自己完結型の農家以外の農家は、昭和二桁(20年代)までもが離農「土地持ち非農家」になろうとしている。

土改法の一部改正等

組合員の資格交替の円滑化等 ②土地改良区は、貸借地の所有又は耕作者で事業参加資格がないものを準組合員とすることができる。準組合員は組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担する事が出来る。とあるが、土地持ち非農家が出役を嫌がる現状に於いて、準組合員が夫役の一部を負担する事など考えられない。

遠からず担い手で、改良区排水路等の維持管理を行うか、若しくは他の事業者アウトソーシングすることしか考えられなくなる。

平成7年(1995年)当時、農地集積が進めばやがて昭和一桁が卒業、昭和二桁(20年代)迄もが、そのうち離農すると予想できた。それが国の施策であったはずだ。

又、担い手として成長する自己完結型の農家に於いても、国の方針に適応した営農形態でないと生き残りは難しく、補助金頼りの中農家の域を出ることは不可能に近いとおもわれる。

理事の資格要件の見直し 土改区の理事の定数の5分3以上は、原則として耕作者たる組合員とする。とあるが、経年的変化により「土地持ち非農家」が全て消えることになるかと予測できる。

それほど、離農した「土地持ち非農家」に改良区の維持管理等に興味は示さない。

将来、土改区の理事の定数の5分2は、「土地持ち非農家」でなければならないと、土改法の一部改正が無いようお願いしたい。

営農活動 今後の課題

農業用水の利用等に係る課題

営農変化と農業用水の需要変化による

・農地集積と作期の変化

漕代土地改良区管内では、この11年間で総農家戸数が5減、経営耕地面積は、1.27ヘクタール増、借入耕地面積は、69.10ヘクタールへ増加している。

効率的な農業経営には、地域の中心となる「担い手」への農地集積が必要であり、又、そのように進めてきた。ただ、その結果「担い手」の営農作業やリスクの分散等の為、作期の後倒しが見られるようになった。

水利権内での利水が不可能になった原因でもある。